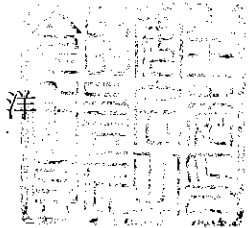


府 食 第 6 7 号  
平成 28 年 2 月 9 日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

平成 28 年 2 月 2 日付け厚生労働省発生食 0202 第 2 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

#### 記

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準」という。）の改正により、「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準において、加工に当たり使用してはならないと規定されている化学的合成品たる添加物から、「水素イオン濃度調整剤として用いられる二酸化炭素」を除くことについては、二酸化炭素は、ヒトが炭酸ガス又は炭酸イオンの形態で日常的にばく露している化合物であること、指定添加物であり炭酸飲料等に使用されるとともに、他の食品においてはすでに pH 調整剤として使われているものの、食品中の添加物としての摂取による健康被害の報告はないこと及び炭酸飲料から摂取する量と比較して、規格基準の改正により増加する添加物としてのばく露量は微量であり無視できる量であると考えられることから、二酸化炭素を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。